

山梨県介護基盤整備等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介護基盤整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度国補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、次に定める介護施設等の整備に関する事業を対象とする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- (ア) 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- (イ) 認知症高齢者グループホーム
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (オ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (カ) 認知症対応型デイサービスセンター

なお、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。ただし、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であると市町村が認めた場合に限る。なお、市町村は、以下の条件を必須要件とし、その他必要となる条件を別途定めるものとする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

- (2) 既存の特別養護老人ホーム等における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
- (3) 介護施設等における看取り環境整備推進事業
看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業
- (4) 共生型サービス事業所の整備推進事業
障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業
- (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
簡易陰圧装置設置経費支援
- (6) 介護職員の宿舎施設整備事業
介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 平成27年度以前から実施している事業
- (2) 他の県補助制度又は国負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (4) 職員の宿舎（介護職員の宿舎施設整備事業を除く）、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業
- (6) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合（防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。）

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1欄の補助事業者とし、市町村が補助事業者となる場合は、民間事業者への補助により事業を実施できるものとする。

（補助金の交付の対象となる経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。

（補助金交付額の算定方法）

第6条 介護施設等の整備に関する事業の補助金交付額は、別表の第2欄に定める施設等の

区分ごとに、第3欄で定める配分基礎単価に第4欄で定める単位の数を乗じて得た額と第5欄で定める対象経費の実支出額と事業を実施するための総事業費（以下「総事業費」という。）から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額を交付額とする。また、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、次に定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（1）補助事業者が市町村の場合

介護基盤整備等事業費補助金交付申請書（様式第1-1号）

（2）補助事業者が民間事業者の場合

介護基盤整備等事業費補助金交付申請書（様式第1-2号）

（補助金交付の条件）

第8条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

（1）県の補助により市町村が介護施設等の整備に関する事業を実施する場合

県が、市町村が実施する介護施設等の整備に関する事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この補助金を交付する場合は、市町村に対し次の条件を付すものとする（ただし、（2）に定める場合は除く。）。

① 市町村が市町村実施事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

② 市町村実施事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第2-1号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

③ 市町村実施事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合は、中止・廃止承認申請書（様式第3-1号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

④ 市町村実施事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（市町村実施事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

⑤ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

⑥ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を県に納付させることがある。

- ⑦ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 市町村実施事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 市町村が①から⑧により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 市町村の補助により民間事業者が介護施設等の整備に関する事業を実施する場合
県が、市町村の補助により民間事業者が実施する介護施設等の整備に関する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、市町村に対し次の条件を付すものとする。

- ① 市町村補助対象事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第2-1号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ② 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、中止・廃止承認申請書（様式第3-1号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ③ 市町村補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（市町村補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ④ 市町村が、民間事業者（以下「市町村補助事業者」という。）が実施する市町村補助対象事業に対して、この補助金を財源の全部又は一部として交付する場合には、市町村補助事業者に対し次の条件を付すものとする。
 - ア 市町村補助事業者が市町村補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - イ 市町村補助対象事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - ウ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。
 - エ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（市町村補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村補助事業者が市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 市町村補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

サ 市町村補助対象事業を行う者がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

⑤ ④により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑥ ④のカにより、市町村補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑦ ④のコにより市町村補助対象事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑧ 市町村補助事業者が④により付した条件に違反し、④のサにより市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 県の補助により民間事業者が介護施設等の整備に関する事業を実施する場合

県が、民間事業者が実施する介護施設等の整備に関する事業（以下「県補助対象事業」という。）に対して、この補助金を交付する場合は、県補助対象事業を実施する者に対し次の条件を付すものとする。

- ① 県補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- ② 県補助対象事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、変更承認申請書（様式第2-2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ③ 県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合は、中止・廃止承認申請書(様式第3-2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- ④ 県補助対象事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

県補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、県補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑤ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑥ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑦ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 県補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 県補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）に、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除額を県に返還しなければならない。
- ⑩ 県補助対象事業を行う者が①から⑨までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、介護施設等の整備に関する事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書に必要な関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が市町村の場合

介護基盤整備等事業費補助金実績報告書（様式第5-1号）

(2) 補助事業者が民間事業者の場合

介護基盤整備等事業費補助金実績報告書（様式第5-2号）

2 補助事業者が介護施設等の整備に関する事業の実績報告をする際には、介護基盤整備等事業費補助金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は、必要があると認める場合には、出来高の範囲内で、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が市町村の場合

概算払請求書（様式第6-1号）

(2) 補助事業者が民間事業者の場合

概算払請求書（様式第6-2号）

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附 則（平成28年3月31日一部改正）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年度以後に実施する事業について適用し、平成27年度において旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月27日一部改正）

この要綱は、平成28年7月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年10月2日一部改正）

1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

2 この要綱は、平成29年10月2日以後に実施する事業について適用し、平成29年度において旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月20日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日一部改正）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 別表第3欄に定める配分基礎単価について、「令和元年9月30日までの単価」を適用するのか、又は「令和元年10月1日からの単価」を適用するのかは、各介護施設等が実施する基金事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提

供を完了した日を基準日として判定する。

附 則（令和2年3月26日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月21日一部改正）

この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月28日一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村	地域密着型サービス施設の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	
	・認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
	・小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
	・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
	介護施設等の合築等			
	・第3条第1項の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
	空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。

(2) 既存の特別養護老人ホーム等における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費
市町村 民間事業者等 中核市	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修（改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは対象とするが、家具やカーテンによる仕切りは対象としない。また、天井から隙間が空いていることは対象とする。）	734千円	整備床数	<p>特別養護老人ホーム等（多床室）のプライバシー保護のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。

別表 (3) 介護施設等における看取り環境整備推進事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費	
市町村 民間事業者等 中核市	介護施設等の看取り環境の整備		3,500千円	施設数	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>なお、設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
	・特別養護老人ホーム	・認知症高齢者グループホーム			

※ いずれも定員規模は問わないが、施設の指定権者を補助事業者とする。

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。

(4) 共生型サービス事業所の整備推進事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費	
市町村 民間事業者等 中核市	共生型サービス事業所の整備		1,029千円	事業所数	<p>共生型サービス事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>なお、設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
	・通所介護事業所	・小規模多機能型居宅介護事業所			

※ いずれも定員規模は問わないが、施設の指定権者を補助事業者とする。

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。

別表（５）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	5 対象経費	
民間事業者等	簡易陰圧装置設置経費支援			知事が認めた台数	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・特別養護老人ホーム	4,320千円			
	・介護老人保健施設				
	・介護医療院、介護療養型医療施設				
	・養護老人ホーム				
	・軽費老人ホーム				
・認知症高齢者グループホーム					

（６）介護職員の宿舎施設整備事業

1 補助事業者	2 区分	3 配分基準	4 補助率	5 対象経費
市町村 民間事業者等 中核市	介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡	1/3	
・介護老人保健施設	※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。			

※ いずれも定員規模は問わないが、施設の指定権者を補助事業者とする。

※ 中核市内で実施される補助対象事業については、中核市を補助事業者とする。